



# アパート・マンション等の管理者の皆さまへ



## ～ 上下水道局からのお知らせ ～

2世帯以上の集合住宅などにおいて、上下水道局の1個のメーターを家庭用で使用し各世帯に玄関・水道設備が設けられている場合、「**連合専用**」に変更することで、上下水道料金が安くなる場合があります。

※戸別（各部屋ごと）に上下水道料金を徴収している場合を除く

例えば、○△住宅(部屋数3)において 使用水量(2カ月分)が60m<sup>3</sup>の場合

上下水道料金の計算

(下水道使用料含む)

「家庭用」で  
料金計算すると



60m<sup>3</sup>

16m<sup>3</sup> までの使用水量

基本料金 3,180円

超過料金 13,040円

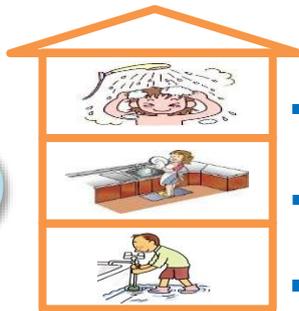
3部屋分

= 16,220円

17m<sup>3</sup> 以上は、超過料金として加算

建物全体を1戸として計算

「連合専用」で  
料金計算すると



60m<sup>3</sup>

20m<sup>3</sup> { 基本料金 3,180円

超過料金 1,160円

(1部屋あたり)  
= 4,340円

4,340円 × 3部屋分 = 13,020円

全体の使用水量を各部屋が均等に使用した  
ものとして計算

この場合、  
3,200円もお得に!

※上記は一例ですので詳細についてはお問い合わせください。

- 「家庭用」では使用水量が増えると単価が高くなりますが、「連合専用」では各戸が均等に使用したものとして料金を計算するため、全体を1戸として計算する場合に比べ、料金が安くなる場合があります。
- 店舗が入居している場合は用途が「営業用」となるため、「連合専用」に変更することはできません。(その場合「家庭用」から「営業用」へ用途が変わるため料金は高くなります。)
- 部屋数は入居の有無にかかわらず、すべての部屋数の計算となります。
- 「連合専用」では使用水量が少ないとかわって料金が高くなる場合があります。(退去等により使用水量が減った場合はお早めに用途変更の相談を行ってください。)



申請方法や条件など詳細については

宜野湾市上下水道局 業務サービス課 業務管理係 098-892-3352